

公益通報者の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（以下「法」という。）に基づき、公益財団法人千葉県体育協会（以下「本協会」という。）に勤務する者（職種、勤務形態、雇用契約の有無に係らず、本協会において業務に従事する者、以下「職員等」という。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）について、適正な処理の仕組みを定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、本協会における法令順守体制の強化に資することを目的とする。

(委員会)

第2条 通報等の受付から調査、是正措置の実施及び再発防止策の策定までを適切に行うために、本協会に法令順守専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

(窓口)

第3条 職員等からの通報等に応じる窓口は、本協会の事務局長または本協会が委任する下記の法律事務所及び弁護士とする。

〇〇〇〇総合法律事務所

住所：千葉県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇〇番地

電話：***-***-*** ファックス：***-***-***

担当弁護士：〇〇 〇〇

(通報等の方法)

第4条 通報等の窓口の利用は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれも可能とする。

2 委員会は、通報等窓口及び通報等に関する方法、その他必要な事項を職員等に周知する。

(通報等の内容の検討)

第5条 第3条に定める窓口において、通報等を受けた場合は、速やかに委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けた場合は、速やかに当該通報等についての調査が必要であるかどうか検討するものとする。

(調査)

第6条 通報等が行われた事項に関する事実関係の調査は、委員会又は委員会が必要と認めて設置した調査チームが行うものとする。

2 調査の実施に当たっては、公益通報者又は、相談者（以下「通報者等」という。）の秘密を守るため、通報者等が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。また、調査によって知り得た情報は、他に漏らすことの無いよう秘密保持の徹底に努めなければならない。

(協力義務)

第7条 本協会の役員及び職員等は、通報等の内容に関する事実関係の調査に際しては、委員会又は調査チームからの協力を求められた場合には、当該調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 第6条第1項に基づいて調査チームを設置した場合において、調査チームは、調査結果を直ちに委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、第6条第1項に基づいて行った調査の結果により明らかになった事実関係に基づき、すみやかに是正措置及び再発防止措置等について決定し、理事長に報告しなければならない。

3 理事長は前項の報告を受けた時は、理事会の意見を聞き、必要な措置を講ずるものとする。

(処 分)

第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は当該行為に関与した役職員等に対し、定款及び服務規程に従い処分するものとする。

(利益相反関係の排除)

第10条 委員会は、被通報者（その者が不正を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。）を当該被通報者に係る通報等の事案処理に関与させてはならない。

(通報者等の保護)

第11条 役職員は、通報者が通報等をしたことを理由として、当該通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 理事長は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することの無いように、適切に措置しなければならない。

3 理事長は、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った役職員には、定款及び服務規程等に従い処分を課することができる。

(個人情報の保護)

第12条 本協会及び通報者等処理に従事する役職員は、正当な理由なく、通報等の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

(通 知)

第13条 委員会は、第5条第1項による報告を受けた場合には、速やかに通報者等に対して通報等を受領したことを通知しなければならない。

2 委員会は、第5条第2項による当該通報等に関する調査の実施の有無を、当該通報者等に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

3 委員会は、通報者等に対して、調査結果及び是正措置について、被通報者のプライバシーに配慮し、適正な方法で遅滞なく通知し、必要に応じて関係機関に対し、当該調査及び是正措置等に関する報告を行うものとする。

4 通報者等が匿名により通報等を行った場合には、前3項の通知は行わないものとする。

(不正な通知等)

第14条 通報者は、虚偽の通報等や、他人を誹謗中傷する通報等その他の不正な目的の通報等（以下「不正な通報等」という。）を行ってはならない。

2 理事長は、不正な通報等を行った役職員には、服務規程に従い処分を課することができる。

(通報等を受けた者の責務)

第15条 通報等を受けた役職員は、この規程に準じて誠実に対応するよう務めなければならない。

(事後対策・フォローアップ)

第16条 委員会は、通報等の処理が終了した後、法令違反等が再発していないか、又は是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認しなければならない。

2 委員会は前項の結果により、必要に応じて、通報等の処理の仕組みを改善し、新たな是正措置及び再発防止策を理事長に具申することができる。

3 委員会は通報者等に対し、通報等をしたことを理由とする不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等の通報者等の保護に係る事後対策を行うものとする。

(雑 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
（平成24年3月21日理事会議決）

松本・山下総合法律事務所

住所：千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日本生命千葉中央ビル7F

電話：043-227-5676 ファックス：043-227-5675

担当弁護士：松本 新太郎